

令和6年6月6日

総務部長 坂井 元
(契約監理課扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、6月6日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

	指名停止業者名（本社所在地）	指名停止期間
(1)	株式会社 J T B (東京都品川区東品川二丁目3番11号)	令和6年6月7日 ～令和6年10月6日 (4か月)
(2)	東武トップツアーズ株式会社 (東京都墨田区押上一丁目1番2号)	
(3)	名鉄観光サービス株式会社 (名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号)	
(4)	近畿日本ツーリスト株式会社 (東京都新宿区西新宿二丁目6番1号)	令和6年6月7日 ～令和6年8月6日 (2か月)

2 理由

前記1(1)、(2)、(3)及び(4)の事業者は、青森市が発注した新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に公正取引委員会から違反事実の認定を受け、(1)、(2)、(3)の事業者は排除措置命令を受けた。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第6号（独占禁止法違反行為）に該当する。